

# 住宅改修を行う業者様へ

自宅で生活を送るうえでの日常生活動作を行うことに支障がある高齢者の方を対象に、自宅(住民票に登録されている住所)に手すりの取付けや段差の解消など小規模な改修を行う場合、住宅改修費が支給されます。

## 介護保険で対象となる住宅改修の種類

### ①手すりの取付け

・転倒防止や移動補助のための手すりを取り付ける場合など

### ②段差の解消

・段差を解消するために敷居を撤去したり、スロープや踏み台を設置する場合など

### ③滑りの防止や移動を円滑にするための床材の変更

・居室の畳敷きからフローリングなどの床材に変更する場合  
・通路の床材を滑りにくいものに変更する場合など

### ④引き戸などへの扉の取替え

・開き戸を引き戸や折戸などに取り替える場合など(ドアノブの変更や戸車の取付けも含まれます)

### ⑤洋式便器等への便器の取替え

・和式便器を洋式便器に取替える場合など

### ⑥上記①から⑤の改修に伴って、必要となる住宅改修

## ○対象者：介護保険の認定(要支援1・2、要介護1～5)を受けており、自宅で生活している方

※自宅での生活を支援するという住宅改修の目的から、病院に入院中や施設に入所中の方は行えません。

→原則、入院中や入所中の方の申請は受け付けておりませんが、自宅に戻る目途が立っており、工事後、自宅に戻れなかった場合に全額自己負担になることを被保険者本人が了承いただいた時は申請を受け付けています。

※原則、新規申請中や変更申請中で介護度が決定していない方は行えません。

→新規申請や変更申請の結果、自立の判定が出た場合に全額自己負担になることを被保険者本人が了承いただいた時は申請を受け付けています。

なお、上記※に該当する方が生活保護受給者の場合、申請は受け付けできません。

## ○限度額：1住宅につき20万円(うち負担割合証の割合を自己負担)

(例)1回目に10万円の改修→残額(限度額)は10万円となる

※対象となる住宅は住民票(被保険者証)の住所欄に記載のある住宅になります。

→他の住宅は住宅改修の対象になりません。

※介護度が3段階上がった時や転居した時は限度額が20万円にリセットされます。

→残額やリセットの有無についてはご連絡ください。

## 償還払いと受領委任払い

・償還払い:工事完了後に改修費用の全額を被保険者が改修業者に支払い、後日、市から被保険者に保険給付分(保険対象額の9割～7割)を支払う方法

・受領委任払い:工事完了後に被保険者が保険対象額の負担割合分(負担割合証をご確認ください)の金額を改修業者に支払い、後日、市から改修業者に保険給付分(保険対象額の9割または8割)を支払う方法

※受領委任払いを行う場合は、市(介護高齢課)へ事業所の登録が必要です。

・1度登録していただければ、再度登録する必要はありません。

・登録内容(住所や代表者など)に変更がある場合は、変更届を提出していただきます。

**住宅改修費の支給を受けるためには事前に申請の手続き、承認が必要です。  
裏面に手続きの流れ、注意事項を記載しておりますので必ずご確認ください。**

## <住宅改修の手続きの流れ>

### 1.承認申請(事前申請)

**※着工前に必ず市に申請し、承認が必要です。**

○改修予定の内容を審査させていただくための申請書等の書類を提出していただきます。

<必要書類>

- ①承認申請書 ②理由書(ケアマネが作成) ③工事見積書(本人名義のもの) ④平面図
- ⑤撮影日の入った改修前の写真(改修箇所全体が写っているもの)
- ⑥承諾書(改修する住宅の所有者が本人・配偶者の持ち家の場合は不要)

### 2.審査・承認

○いただいた申請の内容を確認し、保険給付の対象部分であるかを審査し、承認します。

※必ずしも、改修内容すべてが保険給付の対象となるものではありません。

○承認を決定した際はお電話と書類(支給申請書、決定通知書)にてご連絡します。

○申請から承認まで、1週間程度お時間を要します。お急ぎの場合はご相談ください。

**※承認前に着工した場合、保険給付は行われません。**

### 3.着工

○承認を受けましたら、事前申請の内容のとおり着工していただきます。

**※承認申請(事前申請)と工事内容が変更になる場合は、必ず工事を行う前に市にご連絡ください。連絡なく工事内容を変更した場合、保険給付は行われません。**

### 4.支給申請(事後申請)

○工事完了後、保険給付を受けるための申請が必要です。

<必要書類>

- ①支給申請書(承認決定時に郵送しているもの。必要事項を記載し、押印も忘れずに)
- ②撮影日の入った改修後の写真(改修箇所全体が写っており、部材が確認できる写真)
- ③領収書原本(本人名義のもの)

### 5.審査・支払

○いただいた支給申請(事後申請)の審査を行い、支払いを決定します。

**※支払は事務処理の都合上、支給申請(事後申請)をいただいた月の翌々月の月末になりますのでご了承ください。**

## <注意事項>

**※保険給付を受けるためには、着工前に市の承認を受ける必要があります。**

**承認を受ける前に着工した場合、保険給付は行われません。**

**※制度改正により平成30年8月から介護保険サービス費の負担割合に3割負担が追加となります。**

**負担割合は基本的に領収書記載日時点の割合になります。必ず負担割合証を確認してください。**

(負担割合証は毎年8月に更新されるほか、世帯の状況や収入等の状況が変更になった場合、その都度、変更になる場合があります。事前申請の時や自己負担分の領収時等、その都度確認をお願いします。)

**※不明な点がございましたら、釧路市役所福祉部介護高齢課介護給付係までご相談ください**

釧路市黒金町8丁目2番地  
釧路市役所防災庁舎 3階 24番窓口  
☎0154-31-4553(直通)